## 令和8年度 国の施策及び予算に関する要望事項(全国市長会)について

- 1 取りまとめ方針(令和6年10月25日特別区企画・財政担当部長会了承)
  - (1) 全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
  - (2) 都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
  - (3) 次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
    - ア 都区財政調整に関する事項
    - イ 特定の区の特殊事情に関する事項
    - ウ 特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
  - (4) 都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
  - (5) 継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
  - (6) 国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
  - (7) 各区提出数は、全国市長会要望は3事項以内(※)、区長会独自要望(国・都) は5事項以内とする。(※) 今年度から5事業以内から3事業以内へ変更。
  - (8) 選定基準
    - ア 政策提案型:制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策 の創設や改善などを提案・要求するような事項
    - イ 重 要 性:区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・ 都議会で重点的に取り扱われている事項の中で、特に優先度の高 い事項
    - ウ 実現可能性:実現する可能性のある事項(要望を重ねても、国や都が検討する 見込みのないものは除外する。)
    - エ 具 体 性:スローガンのような具体的に欠ける要望ではなく、各区において、 実際に問題ないしは課題となっている事項
    - オ 緊 急 性:長期的な懸案事項ではなく、各区が当面している懸案事項

## 2 要望事項

別紙のとおり

## 3 スケジュール

令和6年11月下旬特別区長会事務局へ要望事項の提出令和7年2月特別区長会総会で要望事項の決定4月東京都市区長会総会で要望事項の決定

5月 全国市長会関東支部総会で要望事項の決定

6月 全国市長会総会で要望事項決定後、要望活動の実施

各部から提出された7項目のうち次の3項目を選定し、特別区長会事務局へ提出した。 (四角囲みのもの、No. は優先順位)

				【参考】
				令和5年度
No.	件 名	概  要	所 管	(令和7年度要望)
				※印は本区から区長会事
				務局へ提出した事項
1	介護人材の確	中長期的な視点で介護人材の安定し	福祉部	※保育士の人材確保及び
	保・定着及び	た確保に向けた取組を拡充するととも		定着化の推進について
	育成について	に、介護離職なども考慮した事業者支		(子ども家庭部)
		援の施策を講じること。		
		また、介護人材対策事業の実施にあ		
		たっては、地域や介護現場の状況を十		
		分に把握し、実情に合った利用しやす		
		い支援内容とすること。		
2	生活保護制度	生活保護制度は憲法に基づき、国が	福祉部	※介護人材の確保・定着
	等の充実・改	保障するナショナルミニマムに関わる		及び育成について
	善について	事項であることから、負担割合を現行		(福祉部)
		以上に引き上げることはもとより、本		
		来全額国庫負担とすべきであること。		
		また、生活困窮者自立支援法に基づ		
		く事業については、国の責任のもと、		
		着実に実施できるよう、全額国庫負担		
		とすべきであること。		

No.	件名	概  要	所 管	【参考】 令和5年度 (令和7年度要望) ※印は本区から区長会事
3	シュール煙淮	(1)開発事業者のリソースのひっ迫	企画政	務局へ提出した事項 ※予防接種の財源措置に
"		を解消するとともに、すべての自治体		次 1 例 接種 の 射 派 相 直 に ついて
		が安心して移行できるよう、一律の移	A 4P	(保健衛生部)
	いて	行期限にこだわることなく、各自治体		(11 / 2111 — 11 /
		及び開発事業者の状況に応じた十分な		
		移行期間を確保すること。		
		(2)「移行困難」という呼称が、自治		
		体の責任により生じたかのような否定		
		的な印象を与えていることから、「移行		
		困難システム」の呼称を改め、住民説 明等を行う自治体に配慮したものに変		
		更すること。		
		(3)移行に関する経費については、		
		移行時期を問わず全額国において負担		
		することとし、その旨を早期に明確化		
		すること。		
		(4) 開発事業者が撤退したシステム		
		については、代替事業者の確実な確保		
		に向けて区市町村を支援すること。		
		(5)事業者間の負担軽減を図るため に、国は、システム間調整、データ連		
		携に係る具体的な方針を示すこと		
	地域生活支援	地域生活支援事業補助金について、	福祉部	※生活保護制度等の充
	事業について	本来の負担割合とされる国 (1/2)、		実・改善について
		都 (1/4)、区 (1/4) の割合が守ら		(福祉部)
		れるよう、対象経費の実支出額に見合		
		った適正な補助金を交付すること。		

				【参考】
				令和5年度
No.	件 名	概   要	所 管	(令和7年度要望)
				※印は本区から区長会事
				務局へ提出した事項
伢	呆育士の人材	保育士の人材確保及び定着を推進す	子ども	※地域生活支援事業につ
育	確保及び定着	るため、公定価格における基本分単価	家庭部	いて
1	化の推進につ	や処遇改善等加算について、十分な財		(福祉部)
V	ハて	源措置を講ずること。		
		加えて、保育士等宿舎借上げ支援事		
		業に代表される保育士の定着や処遇の		
		改善を図るための事業について、継続		
		的に実施できるよう必要な財源を確保		
		すること。		
		また、潜在保育士の就労を促進する		
		ための総合的な取組を強化・充実する		
		こと。		
D	医療的ケア児	医療的ケア児保育支援事業を安定的	子ども	医療的ケア児保育支援事
倪	呆育支援事業	に実施していくため、国の保育対策総	家庭部	業への補助の拡充につい
	への補助の拡	合支援事業費補助金及び都の東京都医		て
力	充について	療的ケア児保育支援事業費補助金実施		(子ども家庭部)
		メニューの人件費について、地域の実		
		態を踏まえ、実際の人件費に見合う単		
		価にアップすること。		
		また、既存の保育所において受け入		
		れを行う場合でも、整備計画により、		
		医療的ケア児の受入人数(見込み)が、		
		保育所等の利用を希望する人数(見込		
		み)と同数か受け入れ人数が上回って		
		いる場合は、補助金の嵩上げを行うこ		
		と。		
一	予防接種の財	各種予防接種の定期接種化に伴い、	保健衛	
源	原措置につい	地方交付税不交付団体の自治体の費用	生部	
7	<b>C</b>	負担が過大になっていることから、地		
		方交付税によらない財政措置を講じる		
		こと。		